

あなたに説明する重要事項は以下のとおりです。

1.事業所の概要

ケアプランセンター東根は、東根市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第2条第5号に基づき、社会福祉法人東根福祉会が開設したものです。

(事業者)

運営主体の法人名	社会福祉法人 東根福祉会
法人所在地	山形県東根市本丸南1丁目10-16
代表者名	理事長 大沼 天
電話番号	0237-43-6980
設立年月	平成元年5月

(事業所)

事業所名	ケアプランセンター東根
管理者の役職・氏名	管理者、主任介護支援専門員 菅 東洋
電話番号	0237-44-2786
ファックス番号	0237-44-2376
メールアドレス	kyotaku@higashine-fukushikai.org
介護予防支援事業者番号	0671700029
設立年月	令和8年4月1日

2.事業所の目的及び運営方針

事業の目的

*利用者（要支援者となった場合）に適正な介護予防支援（以下「ケアマネジメント」という。）を提供することを目的とします。

運営方針

- *利用者の生活機能の低下、重度化を予防し、自分らしい生活の実現ができるよう、心身の状態の維持、改善に配慮して支援を行うこととします。
- *利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、適切な介護福祉サービス及び保健医療サービスが総合的かつ効率的に利用できるように支援を行うこととします。
- *ケアマネジメントの提供にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される介護サービスなどが特定の種類又は、特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこととします。
- *事業の運営にあたっては、東根市、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におけるさまざまな取り組み等との連携に努めます。

3.事業所の職員体制

管理者	1名	事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
主任介護支援専門員	1名以上	包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援することに専門性を有する。
介護支援専門員	1名以上	主任介護支援専門員の仕事を補完しながら、介護予防支援業務又はケアマネジメント業務等を実践していく。

4. 当事業所が提供するサービスと料金

事業者は、介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）の作成、ケアプラン作成後の便宜の供与及びケアプランの変更を行うこととします。

ケアプランの作成	<ul style="list-style-type: none"> * 家庭を訪問し、面接により抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。 * 介護予防支援サービス・支援計画表の原案を作成するに当たり、複数の居宅サービス事業者に関する情報を提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 * 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求められた場合は十分な説明を行います。 * 入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所へ伝えるよう依頼します。 * 利用者の心身の状況、置かれている環境などを把握し、ケアプラン及びその他の必要な福祉・保健医療サービスが総合的かつ効率的に提供するように配慮して行うものとします。
ケアプラン作成後の便宜の供与	<p>利用者及びその家族等、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、ケアプランの実施状況を把握し、ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の意思を確認し、要介護・要支援認定の更新に必要な援助を行うものとします。「利用者の同意を得た場合、ビデオ通話等のICT機器を用いたモニタリングを行う場合があります。ただし、少なくとも3か月に1回は居宅への訪問を行います。」</p>
ケアプランの変更	<p>利用者がケアプランの変更を希望した場合、または事業者がケアプランの変更が必要と判断した場合、事業者と利用者双方の合意に基づき、ケアプランを変更することとします。</p>

利用料金について

介護予防支援に関わるサービスの利用料金については、原則として介護保険制度から全額給付されるため、自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、下表の料金を頂き、後日東根市の窓口より全額払い戻しを受けることがあります。

介護予防支援費		
介護予防支援 1・2	4720円/月	利用者に対して、介護予防支援を行った場合に算定されます。* 当事業所は特別地域加算該当となりますので、提示料金に15%加算されます。
加算項目	料金	算定要件
初回加算	3000円	新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として1月につき加算されます。
介護職員等処遇改善加算	介護報酬の2.1%	職員の処遇改善に関する計画の策定及び実施、職場環境等の改善、研修の実施その他厚生労働大臣が定める基準を満たしているため。

5. 通常事業の実施地域および営業時間

通常の事業実施地域	東根市内全域
営業日	月曜日～金曜日（但し、祝祭日、12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分（但し電話により24時間常時連絡可能）

6. 苦情申し立て窓口、苦情処理の対応手順

サービスをご利用された際の苦情に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、それに従って必要な改善を行うこととします。

窓口設置場所	東根市大字野川2074番地の99（白水荘内） ケアプランセンター東根
苦情処理対応時間	平日午前8時30分～午後5時30分
電話	0237-44-2786
ファックス	0237-44-2376
苦情処理担当者	管理者 菅 東洋

* 担当者が不在で対応できない場合においては、他の職員がこれにあたることとします。

行政機関その他 の苦情処理受 付機関	* 東根市健康福祉部福祉課 介護保険係 東根市中央一丁目1番1号 TEL0237-42-1111
	* 山形県国民健康保険団体連合会 寒河江市大字寒河江字久保6 TEL0237-87-8006
	* 山形県福祉サービス運営適正化委員会 山形市小白川町二丁目3番30号(小白川庁舎内) TEL023-626-1755

7.事故発生時の対応

事故発生時の対応	事業者は、契約者に対する介護予防支援サービス等の提供により事故が発生した場合、また介護サービス提供中に症状の急変や緊急事態が生じた場合は速やかに主治医や家族、市町村に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。また、当該事故により契約者に賠償すべき結果が発生した場合には速やかに損害賠償を行うこととします。
----------	--

8.虐待防止について

虐待防止の取り組み	<p>事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <p>(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。 虐待防止に関する担当者：管理者 菅 東洋</p> <p>(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。</p> <p>(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。</p> <p>(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。</p> <p>サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村等に通報します。</p>
-----------	--

9.その他運営に関する重要事項

資質の向上	事業所は、主任介護支援専門員及び介護支援専門員等の資質向上を図るために研修の機会を設けます。
守秘義務	職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならないことを鑑み事業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

10.個人情報の使用に対する同意について

ケアプランセンター東根には、業務を遂行するうえで知り得た利用者又はその家族の情報について守秘義務があります。しかし、適切な介護予防支援を行ううえで、連携を取り得る機関に対して、必要最小限の情報を、同意いただいたうえで使用させていただくこととします。

本書2通を作成し、それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

当事業所は、契約者に対する介護予防支援の提供開始に当り契約者・契約者の家族に対して、本書面に基づき上記の事項について説明いたしました。

所在地 東根市大字野川2074-99（白水荘内）
事業者 ケアプランセンター東根
社会福祉法人東根福社会 理事長 大沼 天

説明者（職名） 介護支援専門員 （氏名）

私は本書面に基づいて事業者から上記の件について説明を受けました。

私は介護予防支援の利用申し込み、サービス提供開始に同意します。

契約者

住所

氏名

契約者の家族

住所

氏名

個人情報使用同意書

私（および私の家族）は私（および私の家族）の個人情報の使用については、下記により必要最小限の範囲で使用することに同意します。

記

使用目的

- (1) 介護予防サービス等の提供を受けるに当たって、担当職員と介護予防サービス事業者等との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記(1)のほか、居宅介護支援事業所又は介護予防サービス事業所等との連絡調整のための必要な場合
- (3) 現に介護予防サービス等を受けている場合で、私が体調を崩し又はケガなどで掛かりついでない病院へ行ったときに医師・看護師などに説明する場合
- (4) 市や国民健康保険団体連合会から提示を求められた場合
- (5) サービス担当者会議等において、ICTを活用した情報共有（電子メールやチャットツール等）を行う場合

個人情報を提供する事業所

- (1) 介護予防サービス計画書に掲載されている介護予防サービス事業所等
- (2) 病院または診療所（体調を崩し又はケガなどで診療することになった場合）
- (3) 市、国民健康保険団体連合会
- (4) 上記の他、適切なサービス体制が提供されるよう、関係する機関

使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容などの経過を記録する。

以上

令和 年 月 日

所在地 東根市大字野川2074番地の99（白水荘内）

事業所名 社会福祉法人 東根福祉会
ケアプランセンター東根

私は、個人情報の使用について、最小限の範囲で使用することに同意します。

契約者

住所

氏名

印

契約者の家族

住所

氏名

印

